

2020年4月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2020年4月2日にビデオ会議により開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2020年4月 ASAF 会議出席メンバー

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Shiwaji Bhikaji Zaware 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小賀坂委員長、川西副委員長、板橋ディレクター
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Eui-Hyung Kim 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Chiara Del Prete
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
英国財務報告評議会 (FRC)	Anthony Appleton
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Morais
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	Russ Golden 他

上記の他、香港公認会計士協会 (HKICPA) が、「のれん及び減損」の議題について、ASBJ スタッフと HKICPA スタッフが共同で提出したリサーチ・ペーパーのプレゼンテーションを行うために招待されて参加した。

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2020年4月ASAF会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
IBOR フェーズ2	45分	40分	3
のれん及び減損	90分	95分	8
基本財務諸表	90分	80分	16
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	15分	10分	23

今後の日程(予定)

2020年10月1日及び2日

※2020年7月に開催予定であったASAF会議は、中止が公表されている。

ASAF 会議への対応

2. 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ASAF対応専門委員会、金融商品専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. IBOR フェーズ 2

議題の概要

3. IASB は、金利指標改革に関連して、金利指標置換時に生じ得る会計上の論点に対する対応を行うために、2019 年 10 月のボード会議以降審議を続けてきてきたが、2020 年 2 月のボード会議において審議を終了しており、公開草案を公表するための手続きに入っている¹。
4. 今回の ASAF 会議では、これまでの IASB ボード会議における暫定決定を踏まえて、ASAF メンバーからのフィードバックを得るために本セッションが設けられた。
5. アジェンダ・ペーパーで示されたこれまでの暫定決定の概要は以下のとおりである。

(1) 金融商品の条件変更時の取扱い

金利指標の置き換えが生じた金融商品について、変動金利の金融商品の条件変更時の取扱いに関する規定（IFRS 第 9 号 B5.4.5 項）を適用し、実効金利を更新する。

(2) ヘッジ会計の取扱い

- ① 金利指標改革のみを原因として、ヘッジ会計の中止とはならない。金利指標置換時にヘッジ文書の更新を行わなければならない。
- ② 非有効部分の測定に関する例外措置は設けない。
- ③ 特定のリスク要素をヘッジ対象に指定する際の「独立に識別可能かどうか」という IFRS 第 9 号又は IAS 第 39 号の要件について、新たな金利指標をリスク要素として指定した時点から 24 か月以内に、独立に識別可能であることが合理的に予想できるのであれば、当該要件を満たすものとみなす。

(3) 要求される開示項目

- ① IBOR 等から代替的な金利指標への移行を企業がどのように管理しているか、及び報告日における当該状況や進捗
- ② 金利指標改革の影響を受ける金利指標を参照し続けている金融資産及び金融負債の、重要な金利指標ごとに分解された帳簿価額（デリバティブの名目金額を含む）

¹ ASAF 会議の時点では公開草案は公表されていなかったが、その後、2020 年 4 月 9 日に公表されている。

- ③ 企業が晒されている重要な代替的な金利指標のそれぞれについて、企業がどのように、どの条件変更及び修正が実務的な便法の適用が適格であると判断したか
- ④ 金利指標改革が企業のリスク管理戦略を変える結果となった程度及び企業がそれらのリスクをどのように管理しているか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

6. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 金利指標改革の結果、ヘッジ対象及びヘッジ手段が移行先の金利指標が異なることが想定されるが、まだ状況が不確実であることから、我が国の一部の利害関係者からは、金利指標改革後も引き続きヘッジ会計に関する一定の救済をして欲しいという意見が聞かれている。このような問題は、他の法域でも想定されると理解しているが、IASB ではこのような要望を認識しているかを確認したい。

7. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) ヘッジ対象及びヘッジ手段で異なる金利指標に移行し、ミスマッチが生じる可能性があるという懸念は認識しているが、これは経済的なミスマッチであり、我々にできることはないのではないか。どのようにミスマッチを解消するのか。(IASB Lloyd 副議長)

⇒以下の2つの方法が議論されており、これらを実施した場合であってもヘッジ会計は中止したくないという主張がされている。(ASBJ)

- ① ヘッジ対象とヘッジ手段のベースス差を繋ぐもう1つのデリバティブを追加すること
- ② 金利指標を再度置き換えることによって、ヘッジ対象とヘッジ手段が参照する金利を揃えること

参加者のその他の発言

8. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) IASB のフェーズ2への迅速な対応に感謝している。

現行の IFRS 基準において「契約の条件変更」の定義が存在していないことについては、我々も長い間議論してきたが、今回は、本プロジェクトを速やかに完了させる観点から、金利指標改革に関連する文脈においてのみを範囲とするという提案に賛成である。条件変更の定義について、別のプロジェクトとして取り上げることについては、我々の法域では異論も聞かれているが、その他については全体として提案に賛成である。(EFRAG)

(2) (1)と同様に全体としては IASB の提案に賛成である。以下、我々の法域で聞かれたコメントである。(AOSSG)

① 条件変更に関して適用範囲に含まれるかどうか不明確な金利指標の変更の事例がいくつかあるため、別途スタッフに詳細を共有したい。

② 独立に識別可能かどうかの判断に関する 24 か月という期間について、当初のスタッフ・ペーパーでは、12 か月という期間が示されていたが、その方が規制上の時間軸に合っているのではないか²。

③ 開示について、既にフェーズ 1 で要求されている項目で、フェーズ 2 の開示項目として示されていない項目は、引き続き開示する必要があるのかどうか不明確である。

(3) キャッシュ・フローの計算方法の変更を条件変更を含めるという点については、反対である。これは、明確化ではなく、これまで長年基準を適用してきた方法の重要な変更であると考えており、このような短期間で決定することは危険である。したがって、この部分は削除することが我々の第一の要求であり、仮に削除されなくても、我々は、人々がこの点についてコメントしていないことを、この明確化に同意したものとしては受け取るべきではないと考えている。

その他の点について、24 か月間がどの時点から計算されるかを明確化するべきである。(英国)

(4) (3)のコメントに関連して、まず、24 か月の計算については明確である。ヘッジが修正され、新しく指定されたときから 24 か月間になる。

条件変更の件については、指摘されている懸念はよく理解しており、そのため、今回は金利指標改革に関連するものに範囲を限定した。また、仮にこの提案に人々が同意したとしても、条件変更の範囲に関する大きなプロジェクトについて何も

² (ASBJ 事務局注) LIBOR が 2021 年 12 月末をもって公表停止になることを指していると考えられる。

問題がないということを前提にするつもりもない。

会計基準設定主体の観点から補足すると、経済効果が全く同一だが、背後にあるメカニズムに基づいて数値が決定される方法に根本的な変更がある場合、そのような変更に対して会計処理を大きく変えることは非常に困難であり、意図しない結果にならないように留意しながら、検討する必要があると考えられる。(IASB Lloyd 副議長)

(5) 総論としては、IASB の提案に賛成であるが、開示について以下 3 点、コメントをする。(中国)

- ① 企業がリスクについてどのように管理しているのかという要求事項が提案されているが、どのようなリスクを想定しているのかを明確にした方がよい。
- ② 4 つの開示項目のうち 1 つ目 (本資料第 5 項 (3) ①) と 4 つ目 (同④) はいずれも金利指標改革に起因するリスクの管理や調整に関連するものであり、1 つにまとめた方が単純でわかりやすいのではないか。
- ③ 金融資産及び金融負債の帳簿価額の開示が提案されているが、併せて、金利指標改革に伴い消滅の認識となった純損益の情報も開示を求めているかどうか。

(6) これまでの議論に関連して、いくつか疑問に回答したい。(IASB スタッフ)

- ① フェーズ 1 で要求されていた開示に関しては、フェーズ 2 の開示提案に加えて、まだ有効であるため、情報の重複がない限り、開示は引き続き要求される。
- ② 消滅の認識が行われた純損益の開示については、既存の IFRS 第 7 号で要求されているため、仮に、消滅の認識となったのであれば、IFRS 第 7 号が適用される。フェーズ 2 の開示要求は、IFRS 第 7 号の開示要求に追加するものである。

(7) 我々の法域の大手銀行の事業年度の終了は 10 月 31 日であるため、我々にとって時間軸が最も重要であり、IASB が予定どおり進められるよう、最大限のサポートを行っていく。

その他、大手銀行から聞かれている点としては、米国会計基準を適用している子会社に関する論点、開示項目に関する論点、新しい金利指標に関するリスク要素が

信頼性をもって測定可能なかどうかという論点が聞かれている。さらに、IFRS 第 13 号によって要求されているレベル 3 の開示に与える影響についての懸念も聞かれている。(カナダ)

(8) 全体的な提案の方向性については賛成であるが、以下、2 点コメントである。(韓国)

① どのような条件変更が、金利指標改革によって直接要求され、経済的に同等であるといえるのかについて、可能な限り明確なガイダンスを提供することが重要である。

② 既に議論されているが、独立に識別可能かどうかの 24 か月という期間について、なぜ IASB は 24 か月にしたのかについて、明確で合理的な理由を提供することが必要である。そのような説明がなければ、恣意的ではないかと考えられる。

⇒市場が落ち着くまでの期間を提供するという実務上の理由になるが、24 か月は単なる数字であり、恣意的であることは認める。これは、状況に応じて何が妥当なのか、という問題である。(IASB Lloyd 副議長)

(9) プロジェクトの方向性については賛成である。

開示については、金利指標ごとの帳簿価額の開示要求が提案されているが、財務諸表に影響を与えない広範な開示が要求されているように思われる。(フランス)

III. のれん及び減損

議題の概要

9. 2020年4月に開催されたASAF会議では、のれん及び減損に関するリサーチ・プロジェクトに関して次の議論が行われた。

- (1) IASB ディスカッション・ペーパーの概要及びアウトリーチ等の進め方
- (2) FASB コメント募集に寄せられたフィードバック
- (3) ASBJ スタッフ及び香港公認会計士協会 (HKICPA) スタッフの共同リサーチ・ペーパー

(IASB ディスカッション・ペーパーの概要及びアウトリーチ等の進め方)

10. IASB は本年3月にのれんの会計処理及び開示に関するディスカッション・ペーパー「企業結合－開示、のれん及び減損」(以下「DP」という。)³を公表した。

11. DP は、企業が行う取得⁴について、合理的なコストで投資家に提供する情報を改善することを目的として、主に、開示の改善及びのれんの会計処理の改善を検討している。IASB の予備的見解は次のとおりであり、これらは一体として提案されるとしている。

- (1) 取得に関する開示の改善
 - 企業は、取得の年度において、取得に関する経営者の目的を開示し、その後の期間において、取得が当該目的に照らして成果を上げたかを開示する。
- (2) のれんの会計処理の改善
 - 減損テストの有効性を合理的なコストで高めることはできない。
 - のれんは償却すべきでなく、減損のみモデルを維持すべきである。
 - 減損テストの簡素化は可能であり、年次の減損テストの緩和と使用価値の見

³ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://www.ifrs.org/news-and-events/2020/03/iasb-publishes-goodwill-discussion-paper/>
当初のコメント期限は本年9月15日とされていたが、4月17日に開催されたIASB臨時ボード会議において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ12月31日に延長することが決定されている。

⁴ DPでは、「取得(acquisition)」はIFRS第3号「企業結合」の範囲にある企業結合を指し、取得企業が1つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象と定義されるとしている。

積りの簡素化を図ることができる。

(3) その他のトピック

- のれん控除後の資本合計の金額を貸借対照表に表示することを要求する。
- 企業結合で認識する無形資産の範囲は変更しない。

12. また、IASB は、DP に関する関係者へのアウトリーチとして、すべての関係者を対象とする円卓会議と投資家に焦点を当てたアウトリーチの 2 つの形態を計画している。加えて、取得の事後の成果に関する開示の提案の実行可能性等の理解に役立てるため、作成者を対象としたフィールドワークを計画している。当該フィールドワークは、15-20 の企業の参加を見込み、地理的及び産業の多様性を考慮するとされている。

13. 上記を踏まえて、本セッションでは、DP の内容の確認とアウトリーチ等の進め方についてメンバーのインプットが求められた。具体的には次の 4 点が聞かれている。

- (1) DP の内容について、明確化や質問はあるか。
- (2) プロジェクトのアウトリーチ活動について、助言はあるか。
- (3) フィールドワークのアプローチに関して、助言はあるか。
- (4) その他のコメントはあるか。

(FASB コメント募集に寄せられたフィードバック)

14. FASB は、2019 年 7 月 9 日にコメント募集「識別可能な無形資産及びのれんの事後の会計処理」(以下「ITC」という。)を公表し、同年 10 月 7 日にコメントが締め切られている。ITC には 100 通を超えるコメントが寄せられている。また、FASB は同年 11 月 15 日にフィードバックを寄せた関係者の一部を招いて円卓会議を開催している。本セッションでは、コメントや円卓会議を通じて ITC に寄せられたフィードバックの概要が紹介された。

(ASBJ スタッフ及び HKICPA スタッフの共同リサーチ・ペーパー)

15. ASBJ スタッフと HKICPA スタッフは、のれんの事後の会計処理に関するリサーチ・ペーパー「のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新」(以下「RP」という。)を本 ASAF 会議に提出し、本セッションで議論を行った。RP では、2016 年 10 月に ASBJ が公表したリサーチ・ペーパー第 2 号「のれん及び減損に関する定量的調査」(2005 年から 2014 年のデータに基づいて実施)を踏まえて、2014 年から 2018 年

の間ののれんの定量的調査を更新し、その結果を踏まえて、のれんの償却の再導入に関する分析と議論を提供している。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

16. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(IASB DP の概要及びアウトリーチ等の進め方)

- (1) 企業結合会計における IFRS 基準と米国会計基準のコンバージェンスは維持されるべきと考えており、IASB が IFRS 基準の要求事項を見直す際には、FASB での開発を踏まえることを期待する。
- (2) IASB が提案する開示は、財務諸表の利用者のニーズに基づいて開発されたものであり、次の焦点は作成者の観点からの実行可能性であろうと理解している。このため、作成者にフィールドワークを行うことに賛成する。ただし、参加企業数については、15 社から 20 社に固定せず、地理的及び産業の多様性を考慮して柔軟にすることも考えられるのではないかと。

(ASBJ スタッフ及び HKICPA スタッフの共同 RP)

- (3) RP の目的、ASBJ スタッフ及び HKICPA スタッフ（合わせて「両スタッフ」という。）が取りまとめた定量的調査の更新、並びに減損に追加して償却を再導入することによる企業結合後の会計処理の改善に関する両スタッフ共通、及び各スタッフの見解についての説明を行った。

17. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(IASB DP の概要及びアウトリーチ等の進め方)

- (1) 通常時でも、のれんの議論に関心を有するのは一部の投資家に留まるため、今のように企業の流動性や支払可能性に注目が集まる状況では、通常よりも積極的に投資家に働き掛けるアウトリーチを行うことが必要である。(英国)
- (2) アナリストは今、このトピックにほとんど関心を持っていない。このため、一部の関係者の示唆も踏まえると、アウトリーチはよ局的を絞り、開示の具体例を提示して、回答を求めるのがよい。我々は、これは DP で初期の段階であるが、自身の見解を提供することは重要であることを関係者に伝えている。(カナダ)
- (3) (1)及び(2)でも指摘されているが、現在の状況を踏まえると、課題の優先順位を考

慮し、アプローチをより柔軟なものとする必要がある。コメント準備のためにより多くの時間をいただきたい。(EFRAG)

- (4) 本プロジェクトは我々の法域にとって非常に重要であり、より多くの関係者のコメントを促進するようサポートしたい。のれん残高の大きさに対する懸念が高まっていることから、規制当局や監査人もアウトリーチ等を含めるべきかもしれない。また、我々の法域における限られた関係者からの予備的なコメントでは、償却の再導入が企業の財政状態や経営成績に大きな影響を与えることが懸念されている。そのため、資本市場や経済発展への潜在的な影響にも目を向けて、さらなる調査及びアウトリーチを IASB が行うことが提案されている。(中国)
- (5) 複数の法域は、IASB によるアウトリーチ等への取組みを歓迎しているが、多様な意見を反映するためにより幅広い調査を検討すべきと指摘した。また、ある法域は、IASB はアウトリーチ等の機会を利用して、関係者を教育し、現行の開示の有用性についての意見を求めることができると指摘した。(AOSSG)
- (6) DP の開示の提案が作成者のコストを過度に増加させることを懸念している。我々の予備的な調査によると、IFRS 第 3 号の現行の開示要求事項の負担はすでに重いものとなっていると思われるからである。したがって、IASB がアウトリーチを行う際には、作成者により重点を置くことを提案する。(韓国)
- (7) 多くの人が述べているとおり、本トピックに関するアウトリーチは容易ではない。その理由は、現在の移動の制約だけでなく、そもそも、多くのアナリストは、自らの判断で損益計算書から減損の影響を除外しているからである。(フランス)
- (8) 提起された質問の中で、作成者にとって重要なことの一つは、このレベルの開示が商業上の機密の問題を引き起こすか否かを理解することである。なお、現時点の混乱の中で関係者に DP の議論に参加してもらうことは難しい状況であり、今後の議論のタイミングを検討する必要があると考えている。(イタリア)

(FASB ITC に寄せられたフィードバック)

- (9) FASB と IASB の間における国際的な調和の継続は重要ではあるが、最優先ではない。調和は、目的又は規準を設定するものというよりも、意思決定時に影響を与えるものの 1 つである。(英国)

(ASBJ スタッフ及び HKICPA スタッフの共同 RP)

- (10) 純資産に対するのれんの金額の割合について定量的情報の更新を実施したこと

は、非常に有用である。RP に対する 1 つ目の質問は、日本でその割合が低いのは、のれんが償却されていることが理由かという点である。2 つ目の質問は、香港は、計上している多額ののれんが突然の減損により資本がゼロ又はマイナスの価値となる景気循環的な効果について言及していたが、これが会計数値に基づくものであるか、あるいは会計数値及び配当若しくは最低所要自己資本に関する現地法との組合せによるものか、という点である。(イタリア)

⇒後者の質問について、Adam Leaver 教授による景気循環的な効果に関する寄稿を参照されたい。景気循環的な効果は会計が唯一の理由ではないが、現行ののれんの会計の枠組みがある程度、影響していると考えられ、それは DP が参照する米国の研究でも見られる⁵。すなわち、のれんの非償却がより高い取得価格につながり、それが低金利及び金融緩和の環境と合わせて、自然に景気循環的な効果を押し上げることになる⁶。(HKICPA)

⇒前者の質問について、調査の対象とした日本企業の範囲は、IFRS 適用企業であり、償却の影響を可能な範囲で除こうとしている。ただし、調査期間に日本基準から IFRS に移行した日本企業があるため、償却の影響は完全には除去できていない。(ASBJ)

(11) HKICPA のリサーチ及び分析は、のれんが減耗性の資産であるかなどの概念的な議論に立ち戻るのではなく、貸借対照表ののれんの金額や損益計算書に認識される費用に情報の有用性があるか否かについて、より直接的な分析を行っていることに価値がある。例えば、時の経過で取得のれんが被取得企業及び統合後の企業を次第に表さなくなり、貸借対照表に計上される金額はますます情報価値を失っていくとしている。今後、その方法で検討を進めていただきたい。(英国)

(12) RP では、10 年の償却期間を提案している。このような簡素化により、重要な価値を生み出す取引の償却費が、それなりの価値しか生み出さない取引の償却費と同一になるが、これがどのように有用な情報を投資者に提供するのか理解に苦しむ。(IASB 理事)

⇒償却期間に上限を設ける点は、企業結合の多様性を反映しようとして経営者の見積りを求めるアプローチの目的と不整合であることは認めるが、いわゆる「too little, too late」の問題への懸念が増大していることを考慮して、そうした懸念への対応の必要性と目的適合性のある情報の提供とのバランスを図るものである。

⁵ DP の第 3.62 項において、2013 年のデータに基づく米国の研究で、のれんの非償却が、多額ののれんを計上するインセンティブを提供していると結論が下されていることが述べられている。

⁶ RP の第 3.60 項に関連する記載がある。

(ASBJ)

⇒我々が提案する 10 年間の反証可能な推定は、関係者の一部が提起した、償却期間を 100 年に延長するなど一部の企業が不当に付け込む懸念に対処するためであり、ある種の防御機能を組み込む助けとなるものである。(HKICPA)

- (13) 冒頭説明で、利用 (utilisation)、費消 (consumption) 及び減耗性 (wasting) の概念について言及されたが、HKICPA は「利用」を償却期間の基礎に使用している。これらの概念の関係について説明を加えていただきたい。(IASB 理事)

⇒我々は、「利用」を取得の「現金化 (monetisation)」と理解している。取得により、例えば、5 年間の予想で毎年 1,000 ドル現金化すると、定額法による 5 年償却により、損益計算書の償却費と現金化した便益についてある程度の比較可能性が得られる。これは、二重計算の問題⁷を回避し、取得の利用を表示することにも役立つ。概念的な観点からは、のれん自体は金額であり、他の経済的資産のように振る舞うものではないため、実際に取得を利用する方法で会計処理すべきであると提案する。(HKICPA)

⇒償却アプローチの選好はそれぞれの国の一般的な見解か。(IASB 理事)

⇒基本的に一般的な見解である。(ASBJ)

⇒財務報告基準委員会 (FRSC) が合意した見解であるが、利用者へのアウトリーチでは、様々な見解が聞かれた。DP 及び我々の情報要請に関して、追加のアウトリーチを実施中である。(HKICPA)

- (14) RP は償却に関する議論に関する有用なフィードバックとなる。IASB ボードは償却を再導入しないことを予備的見解としたが、関係者からのフィードバックを率直に聴取するつもりである。IASB ボードは、再導入の必要性を示す根拠の有無を理解するための証拠を求めている。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

18. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(IASB DP の概要及びアウトリーチ等の進め方)

- (1) 最近の CFSS 会議⁸において、一部のメンバーは DP の予備的見解がほぼ確定した見

⁷ RP の第 3.50 項参照

⁸ EFRAG の基準設定主体諮問会議 (Consultative Forum of Standard Setters)。欧州経済領域

解であると誤解していた。これについて予備的見解は議論を始めるためのものであり、IASB がコメントを受け入れる態勢にあることを関係者に理解してもらう必要があると考える。(英国)

- (2) 予備的見解の取得に関する開示の改善について、ある年度内に多くの取得を行った企業グループの財務諸表が理解しづらくなるとの懸念が聞かれている。追加情報を提供することは重要だが、これまで不要な項目を取り除こうとしていた財務諸表に、より多くのものを足し戻すことにならないように留意する必要がある。(アフリカ)
- (3) 我々は見解を形成するのに至っておらず議論を継続しているが、先週の CFSS 会議では、少数のメンバーから、償却の可能性について率直に議論を行うことが提案された。また、それに類似する提案として、償却にあたり、のれんを構成要素に分解することを検討し、その構成要素ごとに耐用年数を決定する可能性を議論すべきとの提案もあった。(EFRAG)
- (4) 最高経営意思決定者 (CODM) が取得の評価に使用する情報を開示するとの提案については、その情報を経営者報告のための内部統制から、財務諸表レベルの内部統制や監査の対象とするための追加コストが問題となる可能性がある。経営者報告は様々な目的のために設計されていることから、そのまま監査に馴染むとは限らないので、その開示を外部に公開するための追加的な影響に焦点を当てる必要があると考えられる。(米国)
- (5) ある法域は、開示が充実されることを歓迎したが、IASB はコスト及び商業上の機密に関する懸念に対処する必要があると指摘した。ある法域は、のれん控除後の資本合計の表示は、のれんが資産の定義を満たすか否かの議論を生じさせる可能性があるとして指摘した。ある法域は、のれんの残高が増大していることを踏まえて、IASB はのれんの事後の会計処理の変更から生じる市場や経済への潜在的な影響を検討すべきと指摘した。(AOSSG)
- (6) 我々の法域における限られた関係者からの予備的なコメントを紹介する。1 点目は、年次ののれんの減損テストを免除するとの提案について、「too little, too late」の問題を踏まえ、減損の兆候に関するより多くのガイダンスを提供することが提案されている。2 点目は、開示の改善に概ね同意するものの、コストへの懸念や、一部に機密情報を含む可能性があること等への懸念が寄せられている。3 点目は、のれん控除後の資本合計の表示は、開示されているデータを用いて簡単に算出

(European Economic Area) の各国基準設定主体が参加し、IASB の活動や EFRAG の活動について議論を行う会議である。

可能であり、情報の有用性に懸念があるとされている。(中国)

- (7) のれんの会計処理に関して、「too little, too late」の問題が事実として存在するか否かは、人により見解が異なるため、客観的なデータが必要である。また、もし償却を再導入するならば、重要な会計上の変更となり、そのための議論は現在のプラットフォームを不安定にする。このため、償却の可能性を開く前に、さらなる影響分析及び評価を行うべきである。(フランス)

(FASB ITCに寄せられたフィードバック)

- (8) 償却を再導入すべきか否かの概念的な根拠⁹に関して、次の2つの点が重要と考えている。1点目は、企業結合を通じて事業を創出する企業と、有機的に成長する企業との間の比較可能性である。一部の者は、減損のみによる場合、前者は黙示的に自己創設のれんを認識する一方で、後者はこれを認識できないとしている。2点目は、ある研究によれば、企業結合で取得される資産及び負債の再評価に関する税効果による会計上のミスマッチによって、のれんの30%程度の金額が算定されるとしており、のれんの一部は、こうした税効果に対応するものに過ぎないという点である。(イタリア)

⇒1点目に関しては、償却がないことが、取得による成長を促進することを示唆する回答者が確かにいた。これまでに得られたインプットは事例的なものであり、学術的な文献がこのような見解を裏付けるかを確認したい。2点目に関しては、少なくとも関係者の見解として、のれんに様々な側面があるとしても、その側面を定義して、それぞれに異なる会計処理を適用することは、この段階では有用ではないと聞いている。(米国)

- (9) スライドで指摘されるように、基準を変更する際にのれん、無形資産及び減損の基準の間の相互関連性を考慮することが重要である¹⁰。例えば、のれんが原則として償却されるのであれば、顧客関連の無形資産を区分して識別する必要性はそれほど大きくなる。このため、問題を切り分け過ぎず、こうした相互の影響が考慮されるレベルで検討が行われるように注意する必要がある。(英国)

⁹ APIC スライド4ページ参照

¹⁰ APIC スライド4ページ冒頭の本文参照。

IV. 基本財務諸表

議題の概要

19. IASB は、2019 年 12 月に公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限は 2020 年 9 月 30 日¹¹）。
20. ASAF メンバーは、本公開草案の次の項目の提案に関して、メンバーの各法域における初期のフィードバックについてコメントを求められた。
- (1) 純損益計算書における小計
 - (2) 分解表示
 - (3) 経営者業績指標（以下「MPM」という。）
 - (4) キャッシュ・フロー計算書

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

21. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

（コメント期限）

- (1) 現在の状況に鑑みて、ASBJ 及び日本の関係者は、IASB に本公開草案のコメント期間の延長を検討することを望んでいる。

（会計基準設定主体間の連携）

- (2) 本公開草案の提案は純損益計算書の構成に重要な変化をもたらすと考えられるが、我々は、グローバルで純損益計算書の共通の構成を持つことが重要であると考えている。このため、IASB が可能な限り FASB その他の基準設定主体と連携することを望む。

（純損益計算書における小計及び構成）

- (3) 日本の多くの企業が現在、IAS 第 1 号第 85 項を忠実に適用して純損益計算書に小計を表示している。しかし、当該小計は、提案された構成に基づく通例でない項目が営業区分に表示されるため、これらの小計を表示することができなくなる。また、

¹¹ 当初のコメント期限は本年 6 月 30 日とされていたが、4 月 17 日に開催された IASB 臨時ボード会議において新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 9 月 30 日に延長することが決定されている。

今日純損益計算書に表示されている小計は、MPM として注記項目になる可能性があり、今日のように目立たなくなるだろう。このため、本公開草案の提案が純損益計算書の改善につながるのか疑問である。

- (4) 本公開草案で提案されている 3 つの小計と MPM の開示に加えて、IAS 第 1 号第 85 項の追加の小計の要求事項が引き継がれることにより、純損益計算書が複雑になることを懸念する。

22. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

参加者のその他の発言

(コメント期限)

- (1) 我々の法域においても作成者のフィールドテストのことを考えると、日本が言うようにコメント期限が延長されるのであれば歓迎したい。(イタリア)

(純損益計算書における小計及び構成)

- (2) 特にコングロマリット企業は、本公開草案で提案された構成に彼らのビジネスを分類することは難しいのではないか。(イタリア)
- (3) 我々の法域で実施したウェビナーにおいて、参加者の 65% が新しい小計は利用者により良い情報を提供すると回答している。驚くべきことに、作成者からできえ新しい小計について多くの支持がされている。(カナダ)

23. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(純損益計算書の区分)

- (1) 投資及び財務をどのように区分するかについては議論があるものの、営業の区分表示については支持することでは一致している。ただし、欧州の法域における各国当局の表示に関する規制と相互に影響があるだろう。また、製造業及び顧客にファイナンスを提供する事業を行うような複数の業種における異なった事業セグメントを有する企業におけるこれらの区分間の関係 (interplay) がどのように表れるのかを直ちに理解することができない。(EFRAG)
- (2) キャッシュ・フロー計算書の区分との不整合を懸念する声が聞かれた。(アフリカ、中国)

(営業利益の小計)

- (3) 我々は、財務諸表利用者は営業利益について企業が将来に主要な事業からどれだけ収入を生み出すかを予想することを主要な営業利益に期待しており、営業利益が寄付金などの付随的な活動から生じる損益を除いた主要な営業活動の結果のみを示す場合に、利用者の情報ニーズを満たすと考えている。我々の法域では直接定義した営業損益の表示を要求しており、ほぼ問題は生じていない。その経験から、営業利益を間接的に定めるよりも直接定義する方が適切だと考える。(韓国)

⇒利用者からは、企業が行うすべては営業だということをデフォルトにして、営業以外を定義することが適切であるという意見が聞かれている。利用者が受託責任の観点から強調するのは、営業利益はその期間の企業の営業の完全な実態を示すものであり、付随的な損益及び通例でない項目を営業損益から除かないことが好ましいということである。(IASB スタッフ)

(持分法関連会社等の分類)

- (4) 我々のグループのほとんどのメンバーは関連会社及び共同支配企業を不可分かどうか区分することについて賛成していない。表示を区分することは恣意性が介入するため、開示の強化を行うべきという声があった。また、関連会社等が原価法又は公正価値で測定されている場合、不可分かどうか区分しないのはなぜなのか。(AOSSG)

⇒持分法適用関連会社等については企業の事業活動と不可分であるため営業利益に近いところに表示すべきという見解があったが、関連会社等のすべての損益を一行で表示する持分法損益を営業利益に含めることは利用者から懸念が示されたため、不可分かどうか分類したうえで不可分なものを営業利益のすぐ下に表示する提案をしている。それに対して、持分法以外で測定している場合にはそのような懸念は聞かれていない。そのため、原価法又は公正価値で測定している関連会社等への投資については、主要な事業活動の過程の投資であればその損益を営業利益に含めることになり、不可分かどうかの分類の提案はしていない。(IASB スタッフ)

- (5) 我々の法域の利用者からのフィードバックでは、不可分かどうかを区分することが有用であるという意見は聞かれず、作成者からは区分に恣意性が介入するという声が聞かれており、IASBは提案を再検討すべきではないか。関連会社がその下に共同支配企業を持つ場合に、企業にとってその共同支配企業が不可分かどうかをどのように判断できるのかが明確ではない。(韓国)

- (6) 不可分かどうかを分類するより一層のガイダンスと基準が必要である。例えば、関連会社等が不可分でないものから不可分なものに変わることがあるかもしれない

が、それをどのように判断するのかを懸念している。(中国)

(営業費用分析)

- (7) 利用者からは、しばしば企業が機能法により売上原価を表示しながら、時に減価償却費のような項目を売上原価とは別に表示しているため、減価償却費を売上原価に含めて表示している企業との間で比較することが困難であるという意見を聞いている。このため、機能法又は性質法のいずれかに基づいて表示することを提案している。通例でない項目の定義に関する提案とともに、これらの分解に関する提案は全体として利用者は満足していると認識している。(IASB スタッフ)
- (8) なぜ、本公開草案の提案は機能法よりも性質法を明らかに優先しているのか。(英国)
- ⇒IASB は性質法を優先しているという意見をよく聞くが、そうであれば、すべての企業に純損益計算書の本表において性質法で表示することを本公開草案で提案するはずである。(IASB スタッフ)
- (9) 我々の法域では、ほとんどの企業は混合表示している。利用者は、営業費用が事業における機能にどのように関連しているかを理解することの方がより重要であると考えており、機能別分析が重要であると述べている。利用者はまた、性質別で費用を見るよりも、固定と変動の区分についてより注意を払うと述べている。また、IASB の提案を採用するに際しては、システム上の課題があるとの声も聞かれている。(カナダ)
- (10) 我々のグループを構成する複数の法域から、企業にとって最も適切な方法が機能別である場合に、性質別に表示することは手間がかかるかもしれないという意見が聞かれた。また、我々のグループを構成する法域の1つにおいては、企業が混合表示することは一般的であるという意見が聞かれた。(AOSSG)
- (11) 我々の法域においても、混合表示されることがある。また、訴訟の和解による損失又は減損損失は、それが実際に企業のどの機能で生じたのかを表示するのではなく、仮に機能法により純損益計算書を表示していた場合であってもこれらを性質別に表示する方が有用な場合がある。そのため、混合表示が引き続き認められることを強く望む。(米国)
- (12) 機能法であってもその減損を分けて表示する場合など、時には混合表示が必要である。(フランス)
- (13) 本公開草案では混合表示を禁止しているが、我々の法域においても混合表示が

見られ、この提案には抵抗がある。特に、IFRS 第 X 号第 65 項及び B15 項が分析方法に関わらず特定の科目表示を要求していることについて法域内から意見を求めており、IASB に対してコメントを予定している。(EFRAG)

⇒発言のとおり、本公開草案には金融商品の減損など、IAS 第 1 号から引き継いでいる最低限の表示項目があり、幾分か混合アプローチがある。一方、IFRS 第 X 号 B15 項ののれんの減損や訴訟の解決などについては表示することが望ましいが、最低限表示すべき項目ではない。しかし、金融商品の減損については別項目として表示されるのに、なぜ他の減損については同じように表示のかということについては議論しうる論点である。利用者にとってよりよい比較可能性を達成できるよう、B15 項の項目を最低限の表示項目として昇格させるか、又は、企業が個別にそのような項目を表示できるようにするか、検討する予定である。(IASB スタッフ)

(通例でない収益及び費用)

- (14) 我々は、通例でない収益及び費用を識別する原則又はガイダンスを理解することは困難であると感じている。我々の法域で得たフィードバックでは、IASB がより詳細なガイダンス又は設例を提供するか又は IFRS 基準で単に一般原則を提供し、各法域が現地の法律や規制に従って通例でない収益及び費用を定義できるようにしてはどうかという意見が聞かれている。(中国)
- (15) 通例でない項目の開示の要求事項は、営業区分に関する項目に限定することを検討してはどうか。営業区分以外の区分に関する通例でない項目は、重要性は劣ると考えている。作成者がすべての損益項目をレビューして通例かどうかを判断するのはかなり負担になるものとする。(韓国)
- (16) 我々のグループを構成する複数の法域からは、将来の数事業年度において生じないという表現は非常に主観的であるという意見が聞かれた。(AOSSG)
- (17) 我々の法域では、2~3 年以内に再度生じると見込まれるということは通例ではない項目ではないことを意味するという一般的なガイダンスがある。IASB 提案はあいまいな点があるため、収益 (income) は常に通例になるのか、などガイダンスがより明確になることを我々の法域の関係者は望んでいる。(カナダ)
- (18) 現在、トイレットペーパーの売上は飛躍的に伸びているが、そのどの部分が通例でない収益なのか、それが数事業年度にわたって継続するのかをどのように評価をするのか。費用については、複数事業年度続くことが予想されるのであれば、通例ではない項目には該当しないと考えられる。また、経営者による説明とどのように結びつけるのかという声も聞かれた。(米国)

(19) 将来の数事業年度において発生しないであろうということのみに焦点を当てないことを提案する。例えば、事業再構築のプロセスは将来の数年間続く可能性があるが、それは通例ではない項目として考えられるのではないか。(EFRAG)

(20) 例えば当期に実施した事業再構築に関する費用が当期及び期末日を超えた翌期の2期にわたり認識されたとしても、当該費用は将来のことについて何も伝えられないため、予測価値が限定的であると考え。もう1事業年度において発生する場合に予測価値があるというのは違うのではないか。(英国)

⇒2~3年の事業再構築の例をよく聞くが、利用者から、ある企業が20年間毎期、事業再構築から生じるコストを通例でない項目として説明しているという例を聞いている。利用者からは、そのような開示が通例でない項目の定義を狭くすることで引き締まることから、満足しているという意見が聞かれている。(IASB スタッフ)

(21) 利害関係者の情報の期待に応えるため、COVID-19危機のある現在の状況で通例でない項目の定義をテストする必要があるのではないか。(フランス)

⇒我々チームは今回の提案がCOVID-19危機のあるシナリオにどのように適用されるかについての議論とテストを既に開始している。また、フィールドワークを行っている企業にそれについて考えることを勧めている。(IASB スタッフ)

(MPMの定義)

(22) 「一般とのコミュニケーション」には企業が不定期に行ったソーシャルメディアへの投稿などが含まれるのか、また、企業が四半期ごとのコミュニケーションでのみ使用するMPMも年次財務諸表で開示すべきか疑問である。(AOSSG)

(23) 我々は、MPMについて、監査可能性、コストなどから法域内の見解は様々である。そのため、MPMの範囲をより狭くした実行可能な代替的な定義として、企業が財務諸表の中で業績指標を表示している場合に限定することを提案する。また、別の代替案は、MPMの要件の「一般とのコミュニケーション」の範囲をより明確にし、年次報告又は期中報告と一緒に発行されるものと定義することである。(EFRAG)

⇒MPMの開示に関するIASBの提案の目的の一つは、業績指標に対する規律を与えるものである。業績指標を財務諸表に含めている場合にのみMPMの開示を要求するという考えは、MPMの提案の目的を達成できるのか。(IASB Lloyd 副議長)

⇒MPMを財務諸表の中にある指標に限定する代替案を取る場合には、経営者の説明に関する実務記述書(PS1)に財務諸表の外の業績指標に関するガイダンスを含める

ことを提案する。(EFRAG)

⇒「一般とのコミュニケーション」を財務諸表と一緒に行われるものに限定する代替案については、何をもって「一緒に (in conjunction)」とするかというタイミングの問題が生じる。(IASB スタッフ)

(24) 本公開草案によれば注記の役割は基本財務諸表の情報との関連でのみ説明されているが、財務諸表の外にある情報を MPM として注記に含めることは、本公開草案で記述されている注記の役割と一致しているのか、また、IFRS 基準の範疇なのか分からない。(韓国)

(25) 財務諸表の外で使用されている業績指標が財務諸表の目的適合性と信頼性を損なっている可能性があり、それをある程度厳格にしようとするのは IASB の財務諸表に関する役割の範疇であると考えます。ただ、企業が発行した情報のすべてを監査人がどのように捕捉して監査できるのか懸念はあります。(英国)

(26) 我々の法域の利用者は、IASB が MPM と呼んでいる業績指標の範囲を広げることが望んでいる。利用者は、財務諸表の外の MPM が監査されることで、より規律が高まることになるため、財務諸表に取り入れることを望んでいる。一方、MPM の定義及び範囲について懸念を示す声もある。また、我々の法域の監査人は、この MPM が監査可能かどうか懸念を持っている。(カナダ)

(27) 多くの監査事務所と話し合ったところ、彼らは個々の MPM については作業が増えるが検証可能であると述べていた。しかし、範囲が広いことについては、どこを見ればよいのかさえわからず、非常に多くの指標が存在する可能性があるため、範囲を狭めることを試みるのであれば支持する意向を示していた。(IASB スタッフ)

(キャッシュ・フロー計算書)

(28) IASB が IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」に関する実務上の課題を包括的にレビューするよう、別途取り組むことを提案する。課題としては、金融機関がキャッシュ・フロー計算書をどのように表現するのか、また、サプライ・チェーン・ファイナンスの取り決めにおけるキャッシュ・フローを表示するためのガイダンスについてである。(EFRAG)

V. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

24. 本セッションでは、以下について報告及び議論が行われた。

- (1) IASB のプロジェクトの近況報告
- (2) 2019 年 12 月に開催された ASAF 会議における ASAF メンバーの助言に対する IASB ボード及びスタッフの（予定している）フィードバックの報告
- (3) 今後の ASAF 会議で取り上げる予定の議題についての議論

25. これまでの ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーにおいては、次回の ASAF 会議の議題について IASB スタッフによる提案が記載されていた。しかし、今回の ASAF 会議においては、2020 年 7 月の ASAF 会議の議題が提案されておらず、ASAF メンバーと 7 月の ASAF 会議を開催するか否かを議論したい旨が示されていた。

26. その理由として、IASB ボードは、リサーチ及び基準設定プロジェクトが、以下の状況になることを見込んでいるためとしていた。

- (1) コメント募集中になること（例えば、のれん及び減損、共通支配下の企業結合）
- (2) プロジェクトの協議文書の完了が近いこと（例えば、経営者による説明、料金規制対象活動、及び適用後レビュー）

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

27. ASBJ からは特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

28. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 2020 年 3 月 27 日に「コロナウイルスと IFRS 財団の作業」を公表し、2020 年 4 月の IASB ボード会議において、今後の各プロジェクトの作業計画の改訂を審議する予定である旨をリリースしている。本議題のアジェンダ・ペーパーは、これを反映する前の内容であることから、審議の結果を踏まえて、次回 2020 年 7 月の ASAF 会議の議題を議論したい。（IASB スタッフ）(2) 新型コロナウイルスに対する IASB ボードの作業計画の検討を待って、次回 ASAF 会議の議題を計画することに賛成する。ただし、いくつかの規制当局がコロナウイル |
|---|

スに対して規制や会計への影響についてのガイダンスを公表しており、また、IASBも IFRS 第 9 号「金融商品」の一貫した適用をサポートすることを目的とした文書を公表している。今後数週間にわたって、このような適用に関する緊急の議論が増えると思われるため、そのような問題に対処するための議論の時間を確保すべきではないか。(英国)

⇒我々が対処するために多くの時間を確保する必要があるかどうかはわからないが、Sue Lloyd 副議長や IASB の IFRS 第 9 号の専門家は、関係者との対話に多くの時間を費やしており、今後数週間はこのような議論が続くだろう。(IASB Hoogervorst 議長)

- (3) (2)の発言に関連して、誇張すべき話ではないが、危機の際には、多くの IFRS 基準の堅牢性を検証する重要な機会となるだろう。それは IFRS 第 9 号に限った話ではない。(フランス)
- (4) 我々のグループを構成する複数の法域から、次回の ASAF 会議については、キャンセルとせず、ビデオ会議による開催を望む意見が聞かれている。また、IASB の作業計画については、新型コロナウイルスの影響により利害関係者の意見を確認する時間を確保することが困難なため、以下のコメント・レターの期限を延期して欲しいとの意見が聞かれている。(AOSSG)
- 5 月 13 日までを期限としている IFRS 解釈指針委員会の暫定的なアジェンダ決定：リース料が変動するセール・アンド・リースバック (IFRS 第 16 号「リース」)、及び子会社に対する投資に係る繰延税金 (IAS 第 12 号「法人所得税」)
 - 6 月 30 日までを期限としている IASB の公開草案「全般的な表示及び開示」
 - 7 月 27 日までを期限としている IASB の情報要請「IFRS for SMEs 基準の包括レビュー」
 - 9 月 15 日までを期限としている IASB のディスカッション・ペーパー「企業結合—開示、のれん及び減損」

以 上